

柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関する ワーキング・グループにおける検討状況等の報告について

ワーキング・グループにおけるこれまでの議論（概要）

- ・第1回 令和4年12月28日（水）
- ・第2回 令和5年3月9日（木）
- ・第3回 令和5年3月30日（木）
- ・第4回 令和5年6月8日（木）

検討の方向性（案）について

- ◆ 検討課題（案）、検討項目例（案）12項目及び具体的課題例（案）について提示し、今後、当該検討項目について、ワーキンググループ（作業部会含む、以下同じ）において具体的検討を進めることを確認した。【第1回】
- ◆ オンライン請求導入目的との関連性、事務フローのあり方、審査のあり方、費用負担のあり方及び個別事項の法的解釈等について意見を交換した。【第1回】
- ◆ 検討項目例（案）12項目について、それぞれの課題整理（案）及び論点整理（案）を提示し、当該整理案を基に課題等の整理を行うことを確認した。【第2回】【第3回】
- ◆ 療養費制度（受領委任制度）のあり方、審査支払機関の位置づけ、支払決定権等の権能のあり方及び個別事項の法的解釈等の検討について意見を交換した。【第2回】【第3回】
- ◆ 第1回～第3回までの議論の振り返り及び課題、論点の更なる整理、専門委員会へのワーキング・グループ報告案について検討のうえ、了承された。【第4回】

今後の進め方（案）について

- ◆ ワーキンググループにおいて、検討項目例（案）を基に、オンライン請求導入に係る実務的課題や当面の工程案等を整理し、議論の経過等については、随時、柔整療養費検討専門委員会に報告することを確認した。【第1回】
- ◆ 検討項目例（案）12項目の課題整理（案）及び論点整理（案）に係る意見を踏まえ、引き続き、ワーキンググループにおいて具体的検討を行ったうえで、柔整療養費検討専門委員会に「今後の進め方（案）」を報告することを確認した。【第2回】
- ◆ 12項目の課題整理（案）及び論点整理（案）に係る意見交換を実施、比較的、関連性の強い項目を3グループ程度にまとめた上で、引き続き、検討を進めていくこととした。【第3回】【第4回】

I. 柔道整復療養費のオンライン請求導入等 に関する検討の方向性（案）について

ワーキング・グループにおける検討項目について

ワーキンググループにおいては、以下の検討項目に基づき、オンライン請求導入に関する論点を整理し、併せて実務的課題や技術的課題等について、整理・検討していくこととした。

1. 基本方針、業務フローについて

- ① 基本方針について
- ② 基本的事務フローについて
- ③ 審査のあり方について
- ④ 過誤調整の取扱いについて
- ⑤ 署名・代理署名の取扱いについて
- ⑥ 紙請求等の取扱いについて

2. システム基盤について

- ⑦ オンライン請求システムの構築について
- ⑧ 電子請求様式等について
- ⑨ 施術所管理について
- ⑩ 電子申請書（請求書）管理について

3. 費用負担等について

- ⑪ 予算及び維持経費等の見込みについて

4. 工程表の策定等について

- ⑫ オンライン請求システム開発スケジュール等について

1. 基本方針、業務フローについて

① 基本方針について

検討課題項目

①基本方針について

- ・オンライン請求導入に伴う制度面における位置付けの整理等、基本方針の整理について

課題整理

- ◆ 公的医療保険制度における療養費制度の枠組みとの関係について、特に以下の2点について、これまでの議論を踏まえた上で整理が必要
 - ①地方厚生(支)局長及び都道府県知事と協定・契約を結んだ柔道整復師が、被保険者等から受領の委任を受け、被保険者等に代わって保険者に請求する受領委任制度との関係
 - ②療養費の支払いを含めたオンライン請求システムの導入について、審査支払機関を通じた請求受付、審査、支払いを行うこととした場合の制度的な枠組みの関係
- ◆ オンライン請求の導入の目的の明確化

構成員からの主な意見等 (1/2)

- ◆ 健康保険法87条に基づき支給決定権は保険者、請求権者は被保険者とされておりますので、これを大前提とした業務フローとしていただきたい
- ◆ 医療DXに療養費の情報を取り込むことが国民へのメリット
- ◆ 簡単でシンプルな仕組みと、医療DXに使える拡張性のあるシステムは対立軸にあり、スケジュールに照らし合わせた判断や、最低限やらないといけないところを段階的に構築してから、医療DX等のシステムでどう活用するかというところを考えていけばいいのではないか
- ◆ オンライン請求の目的を達成するための仕組みをつくっていくわけなので、全員参加でそれを円滑に動かしていく方向で検討を進めていただきたい
- ◆ オンライン請求の導入に当たっては、チェーン店など施術者の柔道整復療養費の不正対策を講じることも検討していただきたい
- ◆ 全てのチェーン店が不正を行っているような意見は、ルールを守って請求を行っているチェーン店もある中で、全てのチェーン店で不正が行われていると読み取られる恐れがあるので、チェーン店の不正について調査した上で検討するべきではないのか
- ◆ 医療DXとの連携はコストもかかって複雑になる恐れがあるため、医療DXへの拡張性は柔道整復療養費のオンラインの仕組みに必要なのか整理し、オンライン請求システムは、シンプルな形でコストをかけない仕組みとして検討するべきではないか

1. 基本方針、業務フローについて

① 基本方針について

構成員からの主な意見等（2/2）

- ◆ 簡素で分かりやすい仕組みと拡張性は相反するものではなく、簡素で分かりやすい仕組みでありながら、拡張性を担保することは技術的に十分可能であり、そのような観点から、簡素で分かりやすい仕組みをしっかりと踏まえつつ、拡張性も担保するのは極めて重要な視点ではないか
- ◆ 基本方針の論点案に「健康保険法87条の趣旨に沿った」と追記していただきたい
- ◆ 支給決定権については、保険者にあることが大前提であり、改めて整理する必要はないと考える。また、「過誤調整等の個別の事務に係る法的な整理」との記載について、「保険者の権能の確保、明確な法的根拠、リスク管理などが確実に担保されることを前提に検討を進めていくこととする」と追記し、論点を明確にしていきたい
- ◆ 審査支払機関に審査を付託する前提のオンライン請求への参加は、あくまで保険者裁量であることが前提である
- ◆ 個別検討課題については、（過誤調整、支給決定権等）と記載され、「等」に何が含まれるのかわからない。検討項目に記載がないから検討専門委員会で検討されないことが生じないよう、想定されるものをできるだけ具体的に明記いただきたい

論点整理（案）

- オンライン請求の導入に当たっては、現行の公的医療保険制度における療養費制度の枠組みにおいて実施することを前提として、検討を進めていくこととする。
- その上で、制度的な枠組みについては、以下を整理しつつ、検討を進めていくこととする。特に、保険者の支給決定権、審査支払機関の関与等といった制度面に係る法的な整理、過誤調整等の個別の事務に係る法的な整理、オンライン請求導入後の受領委任協定及び契約の取扱いについては、検討に時間を要することから、早期に検討に着手することとする。
 - 受領委任制度の協定・契約における都道府県知事、厚生局長及び施術団体（施術管理者）、保険者並びに審査支払機関等の協定・契約上の位置付け
 - 受領委任制度の協定・契約における審査支払機関業務（オンライン請求受付・審査・支払い業務等）の協定・契約上の位置付け
 - オンライン請求導入後の個別検討課題（過誤調整、支給決定権等）の取扱い
 - オンライン請求導入後の審査支払機関や柔整審査業務等の法的位置付け
- オンライン請求の導入に向けた検討に当たっては、①療養費の施術管理者への確実な支払い、請求代行業者等による不正行為の防止、②オンライン請求による施術所や保険者の事務の効率化、システム整備・運用の効率化、③審査の質の向上、④より質が高く効率的な施術の推進、を目的・効果として、進めていくこととする。
- オンライン請求システムの構築に当たっては、簡素で分かりやすい仕組みとしつつ、医療DXへの拡張性についても、併せて検討を進めていくこととする。

1. 基本方針、業務フローについて

② 基本的事務フローについて

検討課題項目

②基本的事務フローについて

- ・オンライン請求導入後の請求、審査、支払（査定・返戻等）の事務フローのあり方及び決定権者等について

課題整理

- ◆ オンライン請求導入後も地方厚生(支)局長及び都道府県知事と協定・契約を結んだ柔道整復師が、被保険者等から受領の委任を受け、被保険者等に代わって保険者に請求する受領委任に係る事務フローを継続するのかが課題
 - ◆ オンライン請求システム（※）の導入に当たって、請求受付、審査、支払いに係る審査支払機関の関与のあり方
 - ◆ オンライン請求後の事務フローとしては、以下の事務フローを基にした検討が必要
 - ・ 現行の各保険者における受領委任事務フロー（審査支払機関の関与のあり方とも関連）
 - ・ 既に審査支払機関が関与している療養の給付における事務フロー
- ※療養費の請求、受付、審査、支払並びに電子化された支給申請書の管理・保管等を含むシステムの総称とする。

構成員からの主な意見等（1/2）

- ◆ 保険者の権能や審査支払機関への業務の委託範囲について整理をした上で構築する必要があるのではないか
- ◆ 審査支払機関である支払基金が審査を行うためには、健保法87条に基づく療養費の支給決定権が保険者にあることとの関係整理が必要ではないか
- ◆ 審査支払機関の事務効率化事業に支障が生じるような事務フローは構築するべきではない
- ◆ 審査委員会の支払基金新設は、現状の支払基金改革の下では極めて困難ではないか
- ◆ オンライン請求の導入に向けた検討において、効率化という部分にブロックチェーンという考え方を導入してはどうか
- ◆ 費用を抑える一つの方法として個人請求団体の活用があるのではないか
- ◆ オンライン請求の基本的事務フローについては、現行、保険者等が行っている療養費の事務フローを前提として構築していただきたい
- ◆ 被用者の療養の給付の審査を行っている支払基金は国保連と異なる療養の給付の審査事務フローとなっているため、療養費の審査を受託する場合には現行の事務フローとどのような連動をさせるかという点について検討していただきたい
- ◆ レセコンと連動した請求事務フロー、電子申請書の基幹システムと連動した受付、審査、支給決定の事務フローについて、それぞれのシステムベンダーとの調整についても検討していただきたい
- ◆ 審査支払機関の関与が確立している療養の給付における事務フローについては、“療養の給付”に係る審査支払機関の現場の事務フローの効率性を考えて前向きに検討していただきたい

1. 基本方針、業務フローについて

② 基本的事務フローについて

構成員からの主な意見等（2/2）

- ◆ 審査支払機関が関与する事務フローを原則とするのではなく、健康保険法87条に基づき療養費の支給決定権が保険者にあり、請求権者は被保険者であることを前提とした現行の“療養費”の事務フローを前提に構築すべきであり、“療養の給付”と同様の事務フローの構築はあり得ないと考える
- ◆ “療養の給付”と同様の事務フローの構築はあり得ないとの考えは受け入れ難い。そもそも、一昨年に厚生労働省が示した資料においては、療養の給付と同様の方法や、過誤調整も含めて検討することとされており、実務的に効率性が大前提として検討していただきたい
- ◆ システム構築やその他について、支払基金ありきで準備するのではなく、国保連のシステム基盤や、その他の資源を有効活用するなど、最も効果的・効率的な仕組みについて検討いただきたい
- ◆ 「現行の療養の給付事務フローと外部システム等との連携等」との記載については、健保連が前回発言した「主な意見」の3つの内容をまとめたものであるが、これら3つの意見は個別に重要な論点となるので、3つの意見をそのまま、論点案に明確に入れていただきたい

論点整理（案）

- 療養費制度へのオンライン請求導入に係る事務フローについては、審査支払機関が関与する事務フローを原則として検討を進めることとする。その際、保険者の支給決定権、審査支払機関の関与等といった制度面に係る法的な整理、過誤調整等の個別の事務に係る法的な整理、オンライン請求導入後の受領委任協定及び契約の取扱いについては、検討に時間を要することから、早期に検討に着手することとする。また、審査支払機関の法的な位置付けに基づく業務範囲を整理するとともに、現在、進行中の審査支払機関改革における事務の効率化等に向けた取組の進展も踏まえながら、検討を進めていくこととする。
- その上で、オンライン請求後の請求・審査・支払い事務フローの構築については、
 - 現行、柔整療養費の受領委任制度の請求受付、審査、支払いを実施している国保連合会（国保中央会）及び協会けんぽ（都道府県支部）並びに患者照会等を実施している健保組合の事務フロー
 - 現行、療養費の審査委員会を設置している、国保連及び協会けんぽ（都道府県支部）における審査委員会が関与した事務フロー
 - 審査支払機関の関与が確立している療養の給付における事務フロー
 - 現行の療養の給付事務フローと外部システム等との連携等を参考に、オンライン請求導入の目的に沿った効率的・効果的なものとなるよう、検討を進めていくこととする。
- 併せて、審査支払機関へのオンライン請求への入出力に関する事務フローについて
 - 施術所側での療養費に係る請求事務フロー
 - 保険者側での電子申請書の受付・審査・支払い事務フロー
 - それぞれのシステムベンダーとの調整等の電子請求実態等を参考とした検討を行うこととする。

1. 基本方針、業務フローについて

③ 審査のあり方について

検討課題項目

③ 審査のあり方について

- ・コンピュータチェック審査と審査委員会（審査委員）による審査方法について

課題整理

- ◆ オンライン請求システムの導入を踏まえ、審査支払機関における適正な審査実施のためのコンピュータチェックの実施及び審査委員会における審査の標準化等のあり方
- ◆ 柔道整復療養費は療養の給付と報酬体系・構造が異なる点を踏まえ、コンピュータチェック、審査委員会における審査の範囲等について検討が必要
- ◆ また、柔道整復療養費のオンライン請求審査の標準化について、例えば、以下のような課題が存在
 - ・ 標準的なコンピュータチェック内容
 - ・ 審査委員会における審査範囲
 - ・ 審査委員会の公平性・中立性の確保
 - ・ 審査支払機関における療養費審査委員会の設置の要否

構成員からの主な意見等（1/2）

- ◆ 審査委員会の確認結果を保険者等が決定の参考とする仕組みとするべきではないか
- ◆ 療養の給付においては、コンピューターチェックで済ますレセプト審査に移行していることなどから、審査支払機関による療養費の審査においても同様の取り扱いを行うことを検討してはどうか
- ◆ 審査委員会でやっていたノウハウをコンピューターチェックにどうやって入れていくのかというのが非常に重要
- ◆ 47都道府県の各審査支払機関に94の柔整審査会を置く必要について疑義があり、業務効率化のため取扱いを検討することも必要ではないか
- ◆ シンプルなデータであればあるほど、その不正を検証するのは難しい気がしており、コンピューターチェックをどこまでやるかというのは目的に照らしてやらなければいけない
- ◆ 部位転がしや自家施術や複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者等患者ごとに償還払いに戻す仕組みの患者類型について、横断点検や世帯単位でのコンピューターチェックが可能な仕組みについても検討していただきたい
- ◆ 在宅審査を取り入れる点についても検討していただきたい
- ◆ 審査支払機関や面接確認委員会は患者への調査権を付与されていないので、これらの位置づけ等についても検討していただきたい
- ◆ 審査委員会の公平性と中立性についても議論いただきたい

1. 基本方針、業務フローについて

③ 審査のあり方について

構成員からの主な意見等（2/2）

- ◆ オンライン請求開始以後の指導監査要綱の見直し、審査支払機関が行う厚生局等への情報提供の在り方についても検討いただきたい
- ◆ 審査委員会の確認結果については、保険者が支給決定の参考にするものであり、「審査委員会の確認結果を保険者等が確認、支給決定の参考とする仕組み」との記載をしていただきたい
- ◆ 地方厚生局の指導監督のあり方に関連し、施術所の受領委任払いが停止になった場合の取扱いとして、例えば償還払いになるのか、患者への影響等について具体的に整理し、検討していただきたい

論点整理（案）

- 審査のあり方として、コンピュータチェック(CC)及び審査委員会における審査のあり方について、効率的・効果的な審査及びその質の向上、施術管理者に確実に支払われる仕組みに資することを前提に、それらの役割、位置付け、組み合わせ方も含め、療養の給付におけるCC等のあり方、柔整療養費の料金構造等を踏まえながら、検討を進めていくこととする。
- 中でもCCについては、例えば、以下について検討を進めていく。
 - 標準的なCCによる事務点検（形式審査、内容審査、傾向審査、縦覧点検、突合点検等）
 - CCにより不適切な請求を疑われた請求等について、審査委員会が在宅を含む多様な形態、電子的な方法を含め審査する仕組み
 - 審査委員会の審査結果を保険者等が確認し、決定する仕組み
- 現行、審査委員会は国保連及び協会けんぽ都道府県支部が設置しているが、上記の通り、オンライン請求導入後の審査委員会の役割、位置付け等について検討を進めることが必要であり、その上で、仮に審査支払機関に設置する場合、前提として、審査支払機関の権限や関与といった制度面における法的な整理や効率的な業務のあり方等について整理が必要となる。
- オンライン請求の導入及び審査支払機関の関与に当たっては、以下の点についても整理が必要となり、上記と併せて検討を進めていく。
 - CCと審査委員会審査の役割
 - 審査委員会による審査結果と保険者による支給決定の方法
 - 患者照会や面接確認委員会による面接確認の実施方法等
- オンライン請求導入以後の保険者等から地方厚生局、都道府県への情報提供、指導監査のあり方及び患者への影響等
- 上記の審査等について、国保連合会と支払基金による対応のあり方等について検討することとする。

1. 基本方針、業務フローについて

④ 過誤調整の取扱いについて

検討課題項目

④ 過誤調整の取扱いについて

- ・ 受領委任協定（契約）における過誤払い等の調整方法について

課題整理

- ◆ オンライン請求導入後の療養費の受領委任制度における資格過誤や療養費支給申請書の減額査定等の取扱い等
- ◆ 現行の療養費制度においては、療養費の償還払いが原則であることや、最高裁において療養費の過誤調整の実施が認められなかった判例等を踏まえた上で、例えば以下について整理が必要
 - ・ 療養費制度において、法改正等又は受領委任協定・契約の見直しによる過誤調整の実施の可否
 - ・ その上で、柔整療養費のオンライン請求システムに過誤調整機能の付加

構成員からの主な意見等

- ◆ 過誤調整を行うとするならば、制度の見直しが必要になるのではないか
- ◆ 過誤調整については、法的な解釈までいくのか、違う考え方が可能なのか、なるべく積極的なアプローチの仕方を考えるべきではないか
- ◆ 療養費支給申請書の減額査定を行う場合、どのような合意形成があれば過誤調整が可能となるのか、合意方法も含め検討が必要ではないか
- ◆ 過誤調整ができなかった場合の取扱いについての整理も必要ではないか、過誤調整によらない不支給、一部不支給の取扱いについて、幅広の検討が必要ではないか
- ◆ 過誤調整を行う場合の不服申立ての在り方について整理が必要ではないか
- ◆ 受領委任制度における資格過誤については振替分割の導入を検討していただきたい
- ◆ 過誤調整は保険者権能の確保、法的整理、回収できなかった場合のリスク管理等が確実に担保されなければ実施できないため、検討の基本的方針としていただきたい
- ◆ 過誤調整は法律の解釈を超えて実施するのは難しいのではないか、行政の運用指針だけで法律を超えて問題にはならないのか、請求の帰属主体が被保険者、世帯主であるという取扱いをどういった形で柔整師の請求のように考えることができるのか、この整理ができなければ、医科と同様の過誤調整や医療DXの話も進まない
- ◆ 過誤調整は法的な解釈の整理が必要と言われている中で、その限界点を検討する意味があるのではないか

④ 過誤調整の取扱いについて

論点整理（案）

- 保険者による支給決定や過誤調整の取扱いに関して、審査支払機関や保険者等の業務負担の軽減・効率化、手続きの迅速化等の観点から、療養費における過誤調整のあり方について更に検討していく必要がある。
- 過誤調整等の個別の事務に係る法的な整理については、検討に時間を要することから、早期に検討に着手することとする。（再掲）
- 特に、検討に当たっては、例えば、以下の点について、整理・検討していくこととする。
 - 現行の療養費制度における受領委任規程について、過誤調整について、どの程度、ルール化されているのか、実施が可能なのか等に関し、最高裁判例等も踏まえた上での、法的解釈及び限界点の整理
 - 受領委任協定・契約等の見直しによる過誤調整の実施に係る規定のあり方に関する整理
 - 過誤調整を実施するための受領委任関係者間の合意方法に関する整理
- その上で、オンライン請求システムの構築に当たり、過誤調整機能の構築、又は、過誤調整に代わる返還金等の調整方法に関する検討を進めていくこととする。

1. 基本方針、業務フローについて

⑤ 署名・代理署名の取扱いについて

検討課題項目

⑤署名・代理署名の取扱いについて

- ・受領委任協定（契約）における電子的請求導入後の被保険者等確認方法等について

課題整理

- ◆ オンライン請求導入後の受領委任制度における療養費申請書への患者等による署名・代理署名について、電子化された認証方法等の取扱い
- ◆ 電子的認証等の採用について、例えば以下について整理が必要
 - ・ オンライン請求システム等への新機能の構築
 - ・ オンライン資格確認システムの認証機能等の活用
 - ・ 電子的な署名等による認証システムを構築せず、署名・代理署名については、引き続き、紙処理を継続するのか

構成員からの主な意見等

- ◆ 審査支払機関の業務範囲をどこまで設けるかということにより、誰に、どこの段階で何に対する委任を行い、証明を求めるかということ、まずは整理し、その上で、導入費用を踏まえた署名・代理署名に係るシステム構築の検討を行うべき
- ◆ 受領委任制度における患者の署名行為の目的は、受療の事実と保険者への申請内容の確認及び療養費の受領を施術管理者に委任する行為であることを明確化していただきたい
- ◆ 患者署名の目的は、受療の事実と保険者への申請内容の確認、そして、療養費の受領を施術管理者に委任する行為であり、システムに反映させることについて明確化していただきたい。

⑤ 署名・代理署名の取扱いについて

論点整理（案）

- 署名・代理署名のシステム構築について、審査支払機関の法的位置付けとの関係について整理を行うこととする。その上でオンライン請求導入後は、効率的な運用のために、紙による受領委任に係る署名・代理署名等は廃止し、電子的認証システムによる処理を原則として、必要な検討を行うこととする。
- その上で、署名・代理署名等に係るシステム構築については、例えば以下について整理・検討することとする。
 - 受領委任払制度における患者署名の目的
 - オンライン請求導入後の電子的認証行為に係る法的解釈と目的、位置付けの明確化
 - 電子認証行為に係る患者の手続きに係る負担や、システム開発に係る費用対効果
 - オンライン資格確認システムにおける患者本人の認証機能等の活用や、同システムへの機能追加に係る費用対効果等

1. 基本方針、業務フローについて

⑥ 紙請求等の取扱いについて

検討課題項目

⑥紙請求等の取扱いについて

- ・オンライン請求導入後の電子媒体請求や紙請求の取扱いについて

課題整理

- ◆ オンライン請求システム導入後の紙請求の廃止時期並びに経過措置の有無等
- ◆ 療養費申請の紙請求の廃止時期等については、例えば以下について整理が必要
 - ・ オンライン請求導入と同時に紙請求を廃止するのか
 - ・ オンライン請求導入から一定の経過措置期間を設けて紙請求を廃止するのか
 - ・ オンライン請求導入後も紙請求を継続（併用）するのか

構成員からの主な意見等

- ◆ 柔道整復療養費についても審査支払機関へ電子媒体で請求する選択というのにはあり得ない
- ◆ 受領委任払いでの紙媒体での請求は認めないこととし、紙媒体で請求を行う施術所は償還払いで対応することについて検討いただきたい
- ◆ 経過期間はわずかな期間あったとしても、最終的には早期に一元化する方向性を示したほうが良い
- ◆ オンライン請求導入時に紙は一切残さないということが基本であり、仮に併用する期間がわずかであったとしても、オンラインと紙の二重の事務を行うことは想定外
- ◆ 経過措置を設けるよりも、十分な準備期間や必要に応じた支援措置などを考えていただき、開始時点で施術者のオンライン請求の準備が完了することの方が全体として最適かつ効率的な運用となる
- ◆ オンライン請求導入当初から多くの保険者が参加するためには、十分な準備期間を設けた上で、訪問看護療養費同様に経過措置を設けることなくオンライン請求開始以後の紙請求は受付をしないという方針を強く要望したい
- ◆ 経過措置を設けない場合のオンライン請求導入後の紙申請の取扱いについては、償還払いとすることを検討いただきたい
- ◆ オンライン請求になったからということだけで紙申請を償還払いに移行できるのか疑問
- ◆ オンライン請求導入時には紙を一切残さないということが基本であるが、オンライン請求システムが止まったときにどうするかということも検討していただきたい
- ◆ オンライン請求の導入に当たっては、経過措置の代わりに、十分な準備期間を設けることとし、導入後は療養費申請書の紙請求廃止を原則とし、その上で、オンライン請求に対応できない場合は、償還払いとするべきであり、そのための事前の実証実験の実施についても論点案に明記していただきたい

⑥ 紙請求等の取扱いについて

論点整理（案）

- オンライン請求導入後は、療養費申請書の紙請求廃止を原則とする。その上で、仮に、一定期間、オンライン請求と紙請求を併用する期間を設ける場合であっても、紙請求の廃止とオンライン請求への完全移行に向けた期間を区切った経過措置とする。
- また、その際、例えば以下について検討することとする。
 - 経過措置期間及び対象機関等のあり方、特に療養の給付における考え方等に準ずるものとするかどうか
 - 期間中の紙による療養費請求に係る請求・審査・支払手続きのあり方、特に、審査支払機関及び保険者の位置付け、償還払いも含めた受領委任規定上の位置付け
 - オンライン請求システム障害や災害発生時等における代替措置等のあり方
 - 保険者、審査支払機関及び審査委員会等における紙処理とオンライン処理の二重負担について

2. システム基盤について

⑦ オンライン請求システムの構築について

検討課題項目

⑦ オンライン請求システムの構築について

- ・審査支払機関のオンライン請求システム及びネットワークの活用等について

課題整理

- ◆ オンライン請求システムの構築に当たって、柔整療養費オンライン請求システム導入の目的等を踏まえた、審査支払機関における現行システムやネットワークの活用等
- ◆ 審査支払機関が運用しているシステムについては、例えば以下のような先行システムが存在しており、それぞれを活用した場合のメリット・デメリット等を勘案した上で、整理が必要。
 - ・オンライン請求システム（診療報酬）
 - ・電子請求受付システム（介護保険・障害者総合支援）
 - ・オンライン資格確認システム
 - ・その他、付帯システム等

構成員からの主な意見等

- ◆ システムそのもののつくり方に非常に複雑なものをつくるべきではないのではないか、新たに必要な部分だけを整理すると、もっと簡単な仕組みがとれるのではないか
- ◆ 療養費は医科に比べてシンプルな内容なので、システムとしてもなるべくシンプルなものの方が業務負担や運営コストの負担も少なく済む。現場に大きな混乱が起こらない範囲でそれに対応する現実のシステムはなるべくシンプルな方がよいのではないか
- ◆ システム構築について、設計当初よりオンライン資格確認システム、振替分割、NDB登録、マイナポータル連携などを見越してシステム開発をしていただくようお願いしたい
- ◆ 柔整のオンライン化については検討専門委員会の方針の下、国が進めている事業なので、国が初期費用について御負担いただけるように検討いただきたい

⑦ オンライン請求システムの構築について

論点整理（案）

- 審査支払機関等が運用するシステムの活用を原則とし、簡素で分かりやすい仕組みとしつつ、医療DXへの拡張性についても、併せて検討を進めていくこととする。
- また、その場合、以下についても、制度面等における整理を踏まえながら、必要な検討を行うこととする。
 - ・オンライン資格確認システム、振替分割、NDB登録、マイナポータル連携等を見越した開発の検討
- なお、柔整療養費オンライン請求システムの管理運営、利用ルール、情報管理・セキュリティ等は、原則として、審査支払機関における運用に準じたものとする。その上で、療養費のオンライン請求システムに必要な要素について具体的な検討を進めていくこととする。
- 基盤とするシステムについては、例えば、以下について検討し、費用対効果等を比較検証した上で検討を進めることとする。
 - ・オンライン請求システム運用の効率性
 - ・オンライン請求導入後の事務処理の効率性
 - ・システム構築に係る初期費用や維持管理費用

2. システム基盤について

⑧ 電子請求様式等について

検討課題項目

⑧ 電子請求様式等について

- ・ 施術行為や部位のコード化、電子請求の構成及び記録方式等について

課題整理

- ◆ 療養費のオンライン請求に係る標準的なコード体系や電子記録方式等
- ◆ 新たなコード体系等の構築については、例えば以下のような整理が必要
 - ・ 医療又は介護に準じたコード体系等を準用し標準化
 - ・ まったく新たな定義でコード体系等を構築し標準化

構成員からの主な意見等

- ◆ 医療DXにおいてビッグデータの活用が不可欠であることから、NDBに活用できるようなコード体系を検討していただきたい

⑧ 電子請求様式等について

論点整理（案）

- オンライン請求支給申請書の記録形式、ファイルの構成、レコードの種類・記録順、レコードの記録要領等を定める記録条件仕様等については、全国統一仕様とする方向で検討を進めることとする。
- その上で、療養費請求に係るコードの標準化等については、例えば以下を踏まえた検討を進めていくこととする。
 - ・ 審査支払機関において既に運用する療養の給付に係るオンライン請求システムにおける記録形式等に準じた仕様
 - ・ 柔道整復療養費の体系・構造を踏まえた仕様
 - ・ 医療DXに活用できる仕様
 - ・ 国、施術所、保険者及び審査支払機関等における費用負担や事務処理負担の軽減
 - ・ 療養費請求事務の適正化

2. システム基盤について

⑨ 施術所管理について

検討課題項目

⑨ 施術所管理について

- ・ 柔道整復施術所登録番号による管理等について

課題整理

- ◆ オンライン請求システム導入後の請求者及び支払者等の登録・管理方法等
- ◆ オンライン請求導入後の請求者及び支払者の管理等については、例えば以下について整理が必要
 - ・ 現行の受領委任制度に基づく施術管理者番号による管理を基本とした運用とするのか
 - ・ 療養の給付に係るオンライン請求システムの保険医療機関等番号等による管理に準じた運用とするのか

構成員からの主な意見等

- ◆ 施術管理者番号による管理の課題点を整理し、施術管理者番号、施術所単位、それぞれの管理を基本とした場合、可能となる業務等について精査していただきたい
- ◆ 施術所管理登録番号と併せて療養費の振込口座を登録することの検討も必要ではないか
- ◆ 療養費の振込口座は国のマイナンバーカードやマイナポータルへの推進の観点から、公金口座とすることについても検討していただきたい
- ◆ 復委任の在り方についても当該施術所管理と併せて検討していただきたい
- ◆ 施術所番号だけであれば施術管理者の変更状況等について管理できないことも考えられるので、施術所番号と施術管理者番号の両方で管理していくことが望ましい
- ◆ 請求代行団体は、オンライン請求の仕組みの中で、直接関係者としては介在できないようにするべきと考えており、復委任の取扱いについて明確に整理、検討していただきたい
- ◆ 現状の復委任団体にヒアリングを行うことが必要であると考えており、検討していただきたい
- ◆ 請求代行団体を登録制などにして、システムを組んだ上で、請求代行団体より、国保連や支払基金にオンライン請求させる仕組みについても検討していただきたい
- ◆ 現行の施術管理者番号に替えて柔道整復師の免許登録番号を使用して管理する方法についてもご検討いただきたい

⑨ 施術所管理について

論点整理（案）

- 基盤とする審査支払機関のシステムにおける登録・管理方法に準じて全国統一仕様とする方向で検討を進めることとする。
- 全国統一の登録・管理方法については、例えば、以下について検討することとする。
 - ・ 施術管理者番号又は施術所単位、それぞれの管理を基本とした場合の可能となる業務等
 - ・ 療養の給付等と同様に新たに施術所単位の番号等で登録・管理する運用又は現行の受領委任制度における施術管理者番号で、引き続き、登録・管理する運用、若しくは、施術管理者番号と施術所番号の併用を前提とした運用
 - ・ 施術所管理登録番号と併せた療養費の振込口座の登録（マイナンバーカードやマイナポータルの活用による公金口座登録等）のあり方
 - ・ 施術所管理と復委任のあり方
 - ・ 事務処理負担の軽減、療養費請求事務処理の適正化
 - ・ 国、施術所、保険者及び審査支払機関等における費用負担

2. システム基盤について

⑩ 電子申請書（請求書）管理について

検討課題項目

⑩ 電子申請書（請求書）管理について

- ・ 柔整療養費申請書の電子的管理方法（ルール等）について

課題整理

- ◆ オンライン請求導入後の電子申請書等の管理・保管方法等
- ◆ 現行の受領委任制度における返戻、再審査及び再請求等の仕組みの位置づけをどうするのか
- ◆ オンライン請求導入後の電子的管理・保管規定等については、例えば以下について整理が必要
 - ・ 審査支払機関による電子レセプトの原本管理方法と同様の規定とするのか
 - ・ 返戻、査定、再審査及び再請求時等についても、オンライン請求システム上で管理・保管するのか

構成員からの主な意見等

- ◆ 国保連のレセプト原本一元管理において添付依頼や返戻が速やかに行えることを踏まえ、被用者保険においても同様の整備について検討していただきたい
- ◆ 原本一元管理を整備する場合は、開発費用や初期ランニング費用について、国の負担による構築を検討していただきたい
- ◆ 療養費については、審査支払機関の審査結果を参考として、最終的に保険者が支給決定するものであり、審査支払機関への再審査請求はあり得ないと考えている

⑩ 電子申請書（請求書）管理について

論点整理（案）

- オンライン請求導入後の療養費支給申請書等については、診療報酬レセプトと同様の管理・保管方法に準じて全国统一仕様とする方向で検討を進めることとする
- その際、療養費請求における返戻、再審査及び再請求等についても、その法的な位置付け等について整理することとする。
その上で、オンライン請求導入に当たり、こうした支給申請書の返戻、返戻後の再申請、再審査を実施する場合、オンライン請求システムにおいて実施できることを原則として、検討を進めることとする
- 具体的な管理・保管方法等については、以下も参考にしつつ、検討することとする
 - ・ 国保連合会において、既に診療報酬のレセプト原本データの一元管理を実施していること
 - ・ 国保連合会において、保険者共同事業を実施していること
 - ・ 国保連合会の現行処理を踏まえた被用者保険における対応
 - ・ 審査支払機関（国保連・支払基金）において、審査支払システムの共同開発・共同運用が検討されていること

3. 費用負担等について

⑪ 予算及び維持経費等の見込みについて

検討課題項目

⑪ 予算及び維持経費等の見込みについて

- ・オンライン請求導入案に係る初期費用及び維持管理費等、費用対効果の見込みについて

課題整理

- ◆ 現行の受領委任制度運用経費とオンライン請求システムの導入に係るシステム構築費用やシステム維持管理経費等見込み、それぞれに対する費用対効果
- ◆ 新システムの構築に係る費用対効果の検証については、例えば以下について整理が必要
 - ・療養費請求事務処理等に係る施術所及び保険者等の実態調査等の実施
 - ・新システムの構築費用（概算見込み）
 - ・オンライン請求導入後の運営費用（概算見込み）
 - ・システム及び手数料負担のあり方

構成員からの主な意見等

- ◆ 施術所及び保険者等実態調査については、患者照会に係る経費、紙申請をデータ化する事務経費、紙申請の破棄経費、廃棄経費なども調査項目としていただきたい
- ◆ 審査の費用やそれに係る事務経費を施術所が請求する側が負担するのは不可解であり、審査費用について請求側が負担するのはちょっと違うのではないか
- ◆ ランニングコストの費用負担について、審査・支払いの受益者は保険者及び国と考えており、療養費の申請に係る費用は医科の取扱いと同様に施術者の負担は考えられず、施術者負担に対しては反対である
- ◆ 保険者側が必ずしも全てを負担しなければならないという考えは特に療養費に対して持っておらず、施術者側の協力体制というのが大変重要になってくると考えている
- ◆ 療養費を施術者に確実に支払う仕組みは、保険者側、施術者側双方にメリットがあり、受領委任払いは、三者協定・契約により運用されている制度であることから、保険者だけ費用負担することは考えられない
- ◆ オンライン化初期費用は国が負担すること、また、ランニングコストは施術者側も負担することを明確化するべきである。ランニングコストは、参加保険者数や施術者側の負担も関係するため、オンライン請求参加の意思確認の在り方、運用開始後の手数料の在り方、を論点案として、具体的に明記いただきたい

⑪ 予算及び維持経費等の見込みについて

論点整理（案）

➤ 施術所及び保険者等実態調査については、例えば、

- 療養費請求に関する事務経費
- 療養費請求受付・審査・支払いに関する事務経費（患者照会に係る経費等を含む）
- 審査委員会の運営に関する事務経費
- 返戻・再請求・再審査に関する事務経費
- 療養費請求等に係るシステム経費
- 紙申請をデータ化する事務経費、紙申請の破棄・廃棄経費

等の調査項目や調査対象等について検討し、令和5年度中に実施することとする。その上で、システムの要件定義や詳細仕様等については、当該調査結果を踏まえ、検討を進めていくこととする

➤ オンライン請求導入に関する費用負担者については、ワーキンググループにおける実務的・技術的課題の整理を踏まえ、専門委員会における議論とする

4. 工程表の策定等について

⑫ オンライン請求システム開発スケジュール等について

検討課題項目

⑫ オンライン請求システム開発スケジュール等について

- ・ オンライン請求導入に向けて必要な検討課題及び計画的な進め方の整理について
- ・ システム運用開始時期等について

課題整理

- ◆ 柔道整復オンライン請求導入検討からオンラインシステム稼働までのスケジュール案の策定
- ◆ スケジュール案の策定については、例えば以下について整理が必要
 - ・ WGにおける検討スケジュール
 - ・ オンライン請求システム稼働時期
 - ・ オンライン請求システム開発に係る調達スケジュール
 - ・ オンライン請求システムの実証実験等スケジュール

構成員からの主な意見等

- ◆ 12項目の検討課題の項目例について、これをどの順番で、どのようなタイミングで、どこまでのスケジュールを組んで検討していくのか。

⑫ オンライン請求システム開発スケジュール等について

論点整理（案）

- ▶ 当面の検討スケジュール（案）を作成し、検討を進めることとする。特に検討に当たっては、比較的、関連性が強い項目を3グループ程度にまとめた上で、検討を進めていくこととする。
- ▶ オンライン請求導入に向けたスケジュール（案）については、例えば以下を踏まえながら、検討することとする
 - ・ 政府全体のデジタル化推進方針
 - ・ 審査支払機関における診療報酬改定に係るシステム更改等開発スケジュール
 - ・ 実務的、技術的課題の整理検討スケジュール
 - ・ 費用対効果等の実態調査等スケジュール
- ▶ システム稼働時期については、以下を踏まえながら検討することとする
 - ・ 審査支払機関システムの共同開発スケジュール
 - ・ オンライン資格確認システムの導入スケジュール
- ▶ 当面の検討スケジュール（案）については、WGや専門委員会における検討状況等を踏まえ、随時、見直しを行いつつ、検討を進めていくこととする

Ⅱ. 今後の進め方（案）について



今後の進め方（案）

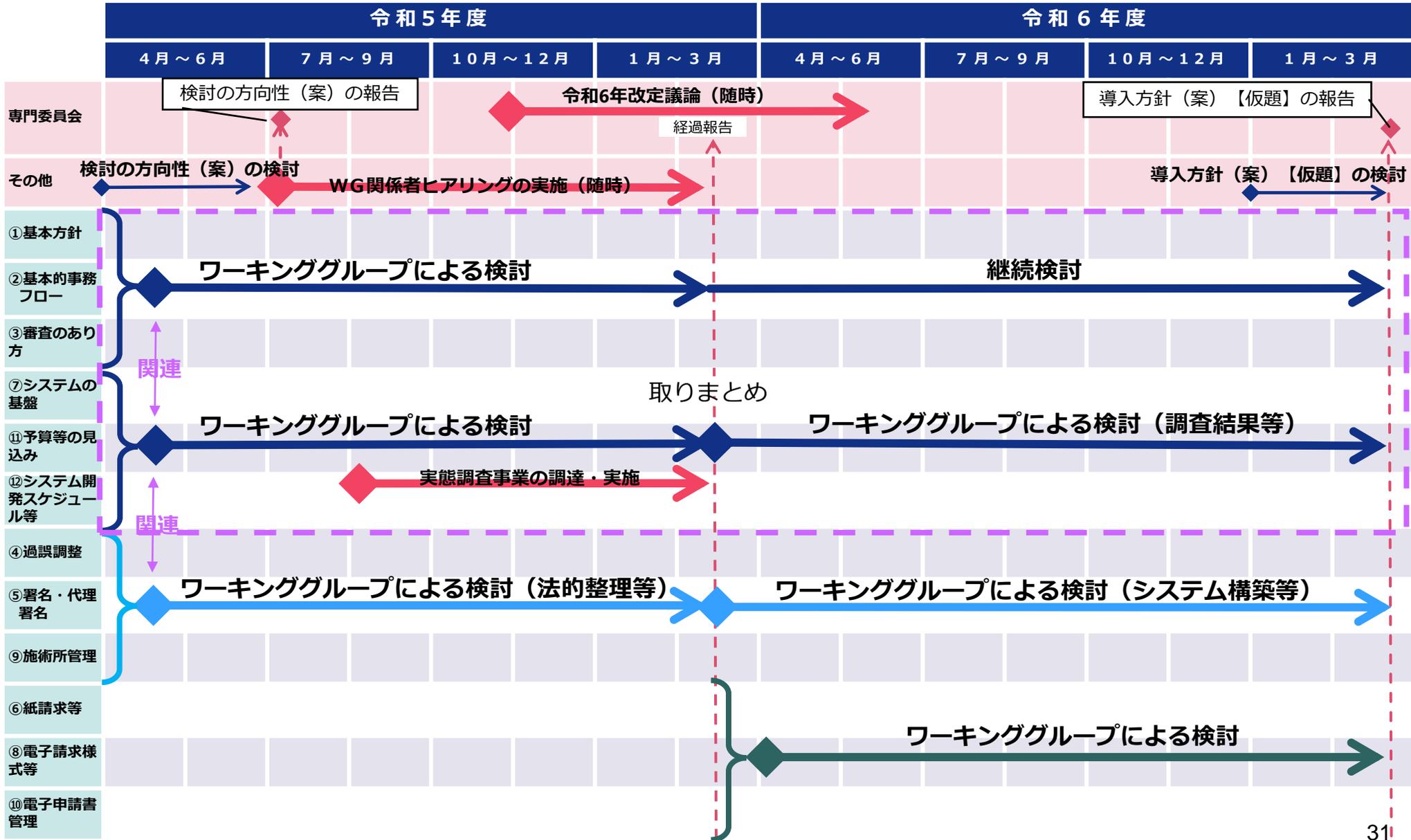
構成員からの主な意見等

- ◆ 12項目の検討課題の項目例について、これをどの順番で、どのようなタイミングで、どこまでのスケジュールを組んで検討していくのか
- ◆ ワーキングは、クローズドな環境の下、多方面から多様な意見が出ることに意味があると思っており、あまり早い段階で専門委員会に上げるのではなく、もう暫く丁寧な検討を進めた上で専門委員会に諮るべきではないか
- ◆ 関係者ヒアリングの実施については、事務局を中心に丁寧に実施していただきたい
- ◆ 過誤調整の有無は基本方針に影響を与えることとなるため、法的根拠等の整理が必要であり、まずはそれを整理して検討専門委員会へ上程していただき、了承を得た上で実務的な課題についてワーキングによる検討を始めていただきたい
- ◆ オンライン資格確認の状況を踏まえつつ、関連項目ごとに主要なマイルストーンを立てて頂きたい

今後の進め方（案）

- 構成員からの意見を踏まえ作成した当面の検討スケジュール（案）【別添】に基づき、検討を進めることとする。
- 特に検討に当たっては、比較的、関連性が強い項目を3グループ程度にまとめた上で、検討を進めていくこととする。

当面の検討スケジュール（案）



令和4年6月7日閣議決定

II 実施事項

5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮

11 社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化

【e:引き続き検討を進め、令和4年度上期結論】

- e 厚生労働省は、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。

令和5年6月16日閣議決定

II 実施事項

3. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(2) デジタルヘルスの推進② ―デジタル技術を活用した健康管理、重症化防止―

9 各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し

【d:(前段)令和6年度結論、(後段)令和6年度検討開始、前段の検討結果を踏まえて早期に結論】

- d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討する。
あわせて、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討結果も参考に、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費について、オンライン請求の導入に向けた課題を検討し、早期に結論を得る。